



ニキポー®

ひとり親家庭等の医療費について



ニキポー®

(令和6年4月1日から)

- 助成対象者 ひとり親家庭等の父または母及び扶養されている20歳未満の児童
- 医療機関での受給者の負担金

北海道医療給付事業の改正次第により、上限額等変更の可能性あり。現在のところ未定。

□ ひとり親の父または母（入院の場合のみ対象）

- 町民税課税世帯の方【親課】 1割負担
 - 《入院》 月額上限額 **57,600円** （多数回該当 **44,400円★**）

1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが**受けられます**ので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 町民税非課税の方【親初】 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

□ 扶養されている20歳未満の児童（入通院対象）

- 町民税課税世帯の方【親課】 1割負担
 - 《通院》 月額上限額 **18,000円** （年間上限額 **144,000円**）
 - 《入院》 月額上限額 **57,600円** （多数回該当 **44,400円★**）

1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが**受けられます**ので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 3歳未満及び町民税非課税世帯の方【親初】
 - 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

★ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

■ 所得制限

北海道では一定額以上の所得がある世帯の方は、助成対象外とする所得制限を導入しておりますが、仁木町は導入しておりません。

■ 療養費払いについて

補装具の作成などで、**いったん医療費を全額自己負担した場合は**、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。

■ 高校生世代までのお子さんの医療費について

高校生世代までのお子さんが受診した際の一部負担金（初診時負担金や1割負担分）については、「乳幼児等医療費助成制度」によって全額助成されます。

□ その他

国の公費負担制度（自立支援医療、更生医療等）の**対象**となる場合、**そちらの制度が優先されます**ので、必ず公費の申請を行ってください。

※ ご不明な点がございましたら、福祉課国保医療係（0135-32-2514）までご連絡ください